

## 広島県告示第千九百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和二年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 保安林予定森林の所在場所

府中市上山町字丸山一〇八五四、字小仁五西大林一〇八六五、一〇八七五の二、一〇八八六、字大林一〇八六六、一〇八七四、一〇八七五の一、一〇八七六から一〇八八五まで、字桂山一〇八八七、一〇八八八、一〇八八九の一、一〇八八九の二、一〇八九〇

### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）